

DAYGRAN PREMIUM CLUB Plus 会員規約

第1章 総則

第1条(適用関係)

- この利用規約は、提供元である株式会社デイグラン(以下「当社」といいます。)が業務委託先を通じて提供する緊急駆けつけパッケージサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用等に関して適用されます(以下「利用規約」といいます。)
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定はこの利用規約の一部を構成するものとし、利用規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条(定義)

- 「サービス対象物件」とは、当社及び業務委託先が、本サービスを提供する住戸をいいます。
- 「利用者」とは、サービス対象物件に居住する方で当社所定の方法で申請した本人(以下「本人」といいます。)及びその同居人で且つ、当社が登録した個人をいいます。

第3条(本サービスの利用)

- 利用者は、利用規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 本人は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に利用規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条(有効期間)

- 本サービスの有効期間は、当社が指定した日をもって開始とし、当該サービス対象物件に入居する契約が終了した日をもって終了とします。
- 既に入居している住戸が新たにサービス対象物件となった場合には、当該住戸がサービス対象物件となった日をもって、本サービスの有効期間の開始とします。
- 入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合には、当該住戸がサービス対象物件でなくなった日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

第5条(登録情報の変更)

- 利用者は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。また、登録情報の変更は本人の申し出により行います。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第6条(登録情報の取り消し)

利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。

- この利用規約又は諸規定の定め違反した場合
- 不要な問合せや悪質な不具合等本サービスの業務に支障をきたした場合
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係を有する場合
- その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第7条(個人情報)

- 当社は、本サービスの利用等を通じて当社が知り得た利用者の個人情報(以下「利用者の個人情報」といいます。)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 利用者は、当社が本サービスの申込にあたり、利用者の氏名、住所、メールアドレス、連絡先電話番号等、本サービスの提供に必要な利用者の個人情報を業務委託先に提供することにつき、予めこれに同意するものとします。
- 利用者は、利用者の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - 本サービスの運営上必要な事項を利用者に知らせるため
 - 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - 本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - 関連サービスや商品の情報を提供するため
- 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
- 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
 - 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
 - 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第8条(規約の追加変更)

本サービスの運営上、利用規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、追加又は変更の時期及び内容を当社の別途指定する方法で告知するものとします。但し、法令上、利用者の同意が必要となるような内容の追加又は変更の場合は、当社所定の方法で利用者の同意を得るものとします。

第9条(免責)

当社及び業務委託先は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第2章 緊急サポートサービス

第10条(内容)

- 利用者は、サービス対象物件について、次の各号の日常生活上における設備不具合等(以下「設備不具合等」といいます。)が生じた場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、24時間365日、設備不具合等の解決を図るための情報提供又は当社が別途定める実施要領(以下「実施要領」といいます。)に記載の現場駆けつけ対応を受けることができます。ただし、当社が利用者から本サービスに関する連絡を受けた後に利用者との連絡が取れない状態が24時間以上経過した場合には、当社は本サービスへの対応を当社の判断により任意に終了することが

きます。なお、現場駆けつけ対応は設備不具合等の完全な解決及び現場への特定の出勤時刻を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合がありますことにつき、利用者はあらかじめ同意するものとします。

- (1) 玄関カギの紛失・故障等の不具合（ただし、開錠対応の際には別途特殊作業費用がかかることがあります。なお、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。）
- (2) 給排水設備の不具合
- (3) 窓ガラスの破損
- (4) ガス機器の不具合
- (5) 電気設備の不具合（利用者が所有する家電製品は対象外とします。）
- (6) 安否確認のサポート

2.前項（第6号の場合を除く。）の本サービス対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。

3.本条第1項の現場駆けつけ対応の対象となるのは、実施要領に定める基本作業で、かつ、一度の訪問及び作業で完結する一次対応に限るものとします。実施要領に定める基本作業に該当しないもの又は再度の訪問及び作業については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの対象外とします。また、現場駆けつけ対応は、設備不具合等の完全な解決を保証するものではなく、設備不具合等の内容や現場駆けつけ対応時の状況により、現地調査や応急処置を行うのみの対応、又は現場確認後に管理会社へ報告を行うのみの対応にとどまることがあることにつき利用者はあらかじめ同意するものとします。

4.現場駆けつけ対応では設備不具合等が解決できないと考えられる場合、又は二次被害が発生することが予想される場合においては、当社の判断により現場駆けつけ対応を行わないことがある旨に会員はあらかじめ同意するものとします。

5.本条第1項第1号の場合に現場駆けつけ対応を利用するためには、運転免許証やマイナンバーカード等の、顔写真、氏名及び現住所が印刷されており、かつ、1枚で確認ができる官公庁等の公的機関により発行された有効な身分証明書、又はパスポート等の日本郵便株式会社において本人確認書類として利用可能とされている他の書類が必要となります（現住所は、サービス対象物件の住所との一致が必要となります。）。

6.利用者は、作業員が、現場において設備不具合等の箇所、その旨が疑われる箇所及び作業内容等の写真を撮ることをあらかじめ同意するものとします。

7.当社は、現場駆けつけ対応において、原則として、作業員が現場に到着した時点を起算点として1回当たり最大60分間までの実施要領に定める基本作業を行うものとします。ただし、設備不具合等が解決したと当社が判断した場合又は現場駆けつけ対応では設備不具合等の解決が不可能であると当社が判断した場合等、作業員がこれ以上現場に滞在する合理的な理由が無いと当社が判断した場合は、当社はその時点で現場駆けつけ対応を終了することができるものとします。

第11条(利用料金)

1.利用者は、現場駆けつけを無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります。

- (1)60分を超過した作業の代金(超過10分ごとに1,650円(税込))
- (2)現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金
- (3)利用者の責に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員(以下、「作業員」という。)到着後に現場駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料
- (4)その他前各号に関連し、業務委託先が業務委託先の責に帰すべき事由なく前各号以外の実績等を負担した場合

2.利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。

3.現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。

4.当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、業務委託先の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

第12条(除外事項)

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。

- (1)建物共有設備におけるトラブル
- (2)午後11時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- (3)利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- (4)入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- (5)原状回復に関するトラブル
- (6)地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- (7)その他当社又は業務委託先が不適切と判断した場合

第3章 お客様紹介特典

第13条(内容)

1.本人は、お部屋探しのお客様を当社にご紹介頂き、ご成約頂く事で最大10,000円分のギフトカードを受け取ることができます。

2.本人の紹介により、当社にて成約した方も最大10,000円分のギフトカードを受け取る事ができます。

3.前項1・2において、当社報酬が20万円未満のご成約に関しては、景品表示法の規制に応じて紹介特典の金額が変更されます。

第14条(変更・休止等)

1.お客様紹介特典は、利用者の承諾なく、また利用者へ事前の通知なく、任意に当該特典の全部又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

第4章 Mamorroca 無料利用サービス

第15条(内容)

1.利用者は、業務提携先の企業が提供するサービスを受けることができる（ただし、2021年11月1日以降申込の利用者のみ）。利用規約は別紙業務提携先の企業の会員規約に準ずるものとする。

第16条(変更・休止等)

1.Mamorroca 無料利用サービスは、利用者の承諾なく、また利用者へ事前の通知なく、任意に当該特典の全部又は一部を変更すること、又は休止することがあります。